

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等  
..... (環境局総務部環境政策課) ..... 一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除  
..... (環境局環境改善部化学物質対策課) ..... 七
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除  
..... (同) ..... 八
- 鳥獣捕獲等事業の認定  
..... (環境局自然環境部計画課) ..... 九
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除  
..... (環境局多摩環境事務所環境改善課) ..... 九
- 保安林の指定実施要件の変更予定  
..... (産業労働局農林水産部森林課) ..... 一〇
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定  
..... (建設局道路管理部監察指導課) ..... 二

### 告示

● 東京都告示第五百八十七号  
東京都環境影響評価条例 (昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。) 第五十八条第一項の規定

に基づき、世田谷清掃工場建替事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月十三日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
東京二十三区清掃一部事務組合  
管理者 吉住 健一  
千代田区飯田橋三丁目五番一号

二 対象事業の名称及び種類  
世田谷清掃工場建替事業  
廃棄物処理施設の設置

三 対象事業の内容の概略  
対象事業は、世田谷区大蔵一丁目一番一号に位置する既存の世田谷清掃工場の建替えを行うものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要  
事業者は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧  
(一) 期間  
令和八年四月十三日から同月二十七日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 世田谷区環境政策部環境保全課  
世田谷区玉川二丁目二十番一号 二子玉川分庁舎

B棟三階

イ 東京都環境局総務部環境政策課  
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

ウ

東京都多摩環境事務所管理課  
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の内容及び計画地とその周辺地域の概況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測、評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(10)に示すとおりである。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
大気汚染	<p>＜工事の施行中＞</p> <p>【建設機械の稼働に伴う排出ガス】</p> <p>予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が7.1%、二酸化窒素が45.8%である。</p> <p>なお、工事の実施に際しては、環境保全のための措置を徹底することにより、大気質への影響の低減に努める。</p> <p>したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えらるる。と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.032mg/m<sup>3</sup> [環境基準 0.10mg/m<sup>3</sup>]</li> <li>・二酸化窒素 98%値 0.043ppm [環境基準 0.04～0.06ppm<sup>注1)</sup>]</li> </ul> <p>【工事用車両の走行に伴う排出ガス】</p> <p>予測結果は、工事用車両走行ルート上の道路端（3地点）において、それぞれ評価の指標とした環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が0.01～0.05%、二酸化窒素が0.79～8.01%である。</p> <p>したがって、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.029mg/m<sup>3</sup> [環境基準 0.10mg/m<sup>3</sup>]</li> <li>・二酸化窒素 (最大濃度) 98%値 0.039ppm [環境基準 0.04～0.06ppm<sup>注1)</sup>]</li> </ul> <p>＜工事の完了後＞</p> <p>【施設の稼働に伴う煙突排出ガス】</p> <p>長期平均予測（年平均値）</p> <p>予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした環境基準又はその他の評価の指標を下回る。寄与率は二酸化硫黄が4.21%、浮遊粒子状物質が0.34%、二酸化窒素が1.08%、ダイオキシン類が3.05%、塩化水素が5.21%、水銀が6.50%である。</p> <p>なお、施設の稼働に際しては、焼却炉の適切な運転管理を行い、煙突排出ガス中の汚染物質の排出量を極力抑えるよう努めることにより、大気質への影響の低減に努める。</p> <p>したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化硫黄 2%除外値 0.003ppm [環境基準 0.04ppm]</li> <li>・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.031mg/m<sup>3</sup> [環境基準 0.10mg/m<sup>3</sup>]</li> <li>・二酸化窒素 (最大濃度) 98%値 0.033ppm [環境基準 0.04～0.06ppm]</li> <li>・ダイオキシン類 年平均値 0.014g-g-TEQ/m<sup>3</sup> [環境基準 0.6pg-g-TEQ/m<sup>3</sup>]<sup>注2)</sup></li> <li>・塩化水素 年平均値 0.0008ppm [目標環境濃度 0.02ppm]</li> <li>・水銀 (最大濃度) 年平均値 0.0020μg/m<sup>3</sup> [指針値 0.04μg/m<sup>3</sup>]</li> </ul>

注) 日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
大気汚染	<p>短期平均予測（1時間値）</p> <p>煙突排出ガス汚染物質の中には短時間でも人の健康への影響が懸念される物質があることから、上層逆転層発生時について予測した。</p> <p>予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした環境基準又はその他の評価の指標を下回る。また、現地調査結果による当該気象条件の年間出現頻度は1.3%であった。</p> <p>したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化硫黄 1時間値 0.008ppm [環境基準 0.1ppm]</li> <li>・浮遊粒子状物質 1時間値 0.053mg/m<sup>3</sup> [環境基準 0.20mg/m<sup>3</sup>]</li> <li>・二酸化窒素 1時間値 0.069ppm [短期暴露指針値0.1ppm<sup>注1)</sup>]</li> <li>・ダイオキシン類 1時間値 0.053pg-g-TEQ/m<sup>3</sup> [環境基準 0.6pg-g-TEQ/m<sup>3</sup>]</li> <li>・塩化水素 1時間値 0.005ppm [目標環境濃度 0.02ppm]</li> <li>・水銀 1時間値 0.008μg/m<sup>3</sup> [指針値 0.04μg/m<sup>3</sup>]</li> </ul> <p>【ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガス】</p> <p>予測結果は、ごみ収集車両等走行ルート上の道路端（3地点）において、それぞれ評価の指標とした環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が0.01未満～0.03%、二酸化窒素が0.17～6.92%である。</p> <p>したがって、ごみ収集車両等の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.029mg/m<sup>3</sup> [環境基準 0.10mg/m<sup>3</sup>]</li> <li>・二酸化窒素 (最大濃度) 98%値 0.037ppm [環境基準 0.04～0.06ppm<sup>注2)</sup>]</li> </ul>
悪臭	<p>＜工事の完了後＞</p> <p>【施設の稼働に伴う臭気の状態】</p> <p>敷地境界</p> <p>予測結果は、敷地境界において、臭気指数10未満であり、評価の指標とした規制基準（臭気指数28）を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却設備（1炉当たり）</li> <li>・臭気排出強度 2.4×10<sup>6</sup>m<sup>3</sup>/min [規制基準 2.4×10<sup>8</sup>m<sup>3</sup>/min]</li> <li>・臭気排出強度 3.0×10<sup>6</sup>m<sup>3</sup>/min [規制基準 2.7×10<sup>10</sup>m<sup>3</sup>/min]</li> </ul> <p>煙突等気体排出口</p> <p>予測結果は、煙突等気体排出口において、評価の指標とした規制基準を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却設備（1炉当たり）</li> <li>・臭気排出強度 2.4×10<sup>6</sup>m<sup>3</sup>/min [規制基準 2.4×10<sup>8</sup>m<sup>3</sup>/min]</li> <li>・臭気排出強度 3.0×10<sup>6</sup>m<sup>3</sup>/min [規制基準 2.7×10<sup>10</sup>m<sup>3</sup>/min]</li> </ul> <p>排水</p> <p>予測結果は、汚水処理設備放流槽において、臭気指数14であり、評価の指標とした規制基準（臭気指数28）を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。</p>

注1) 短期暴露指針値は0.1～0.2ppmであり、下限値の0.1ppmを評価の指標とした。  
注2) 日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p>&lt;工事の施行中&gt;</p> <p><b>【建設機械の稼働に伴う騒音】</b> 各工種の予測結果は、敷地境界の最大値を示す地点において、それぞれの評価の指標とした規制基準及び報告基準を下回る。さらに、低騒音型の建設機械や工法を採用し、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。 解体・土工事 76dB (敷地境界西側) [規制基準85dB] &lt;体・フランチ工事 76dB (敷地境界東側) [報告基準80dB]</p> <p><b>【建設機械の稼働に伴う振動】</b> 各工種の予測結果は、敷地境界の最大値を示す地点において、それぞれの評価の指標とした規制基準及び報告基準を下回る。さらに、低振動型の建設機械や工法を採用し、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。 解体・土工事 62dB (敷地境界西側) [規制基準75dB] &lt;体・フランチ工事 68dB (敷地境界西側) [報告基準70dB]</p> <p><b>【工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音】</b> 予測結果は、工事用車両走行ルートの道路端(3地点)において、2地点で評価の指標とした環境基準を上回るものの、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は0(0.1)~2(1.1)dBであり、現況と同程度と予測される。 工事の実施にあたっては、工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により騒音の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音の影響は小さいと考える。 昼間 64~71dB [環境基準60~70dB] 夜間</p> <p><b>【工事用車両の走行に伴う道路交通の振動】</b> 予測結果は、工事用車両走行ルートの道路端(3地点)において、全ての地点で評価の指標とした日常生活等に適用する規制基準を下回る。工事の実施にあたっては、工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により振動の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う道路交通の振動の影響は小さいと考える。 昼間 42~54dB [規制基準60dB] 夜間 38~52dB [規制基準55dB]</p>

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p>&lt;工事の完了後&gt;</p> <p><b>【施設の稼働に伴う騒音】</b> 予測結果は敷地境界の最大値を示す地点において、いずれの時間区分も評価の指標とした規制基準を下回る。さらに、騒音対策が必要な機器には消音器を設置する等、必要に応じて騒音対策を講じることから、施設の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。 昼間 48dB(敷地境界西側) [規制基準60dB] 朝・夕 48dB(敷地境界西側) [規制基準55dB] 夜間 48dB(敷地境界西側) [規制基準50dB]</p> <p><b>【施設の稼働に伴う振動】</b> 予測結果は敷地境界の最大値を示す地点において、いずれの時間区分も評価の指標とした規制基準を下回る。さらに、振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行うことから、施設の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。 昼間 27dB (敷地境界西側) [規制基準65dB] 夜間 27dB (敷地境界西側) [規制基準60dB]</p> <p><b>【ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音】</b> 予測結果は、ごみ収集車両等走行ルートの道路端(3地点)において、1地点の昼間以外では評価の指標とした環境基準を上回るものの、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は0(0.0)~2(1.3)dBであり、現況と同程度と予測される。 ごみ収集車両の走行にあたっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど騒音の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音の影響は小さいと考える。 昼間 64~71dB [環境基準60~70dB] 夜間 56~71dB [環境基準55~65dB]</p> <p><b>【ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の振動】</b> 予測結果は、ごみ収集車両等走行ルートの道路端(3地点)において、全ての地点で評価の指標とした日常生活等に適用する規制基準を下回る。ごみ収集車両の走行にあたっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど振動の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の振動の影響は小さいと考える。 昼間 43~54dB [規制基準60dB] 夜間 36~55dB [規制基準55dB]</p>

表 1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目 土壌汚染	評価の結論
地盤	<p>＜工事の施行中＞</p> <p><b>【土壌中の有害物質等の濃度】</b>        既存施設の稼働中において、計画地内（37地点）の現況調査を行った範囲では、有害物質溶出量及び含有量は、全調査項目で汚染土壌処理基準を下回った。また、ダイオキシン類についても環境基準及び調査指標値を下回った。</p> <p>さらに、現況調査未実施の範囲においても、既存施設が存在する範囲を含め、除却や土地の改変に先立ち関係法令に基づいた土壌汚染状況調査等を実施する。この調査において土壌の汚染が認められた場合は、関係法令に基づき適切に対策を講じることから、評価の指標を満足すると考える。</p> <p><b>【地下水への溶出の可能性の有無】</b>        計画地内（4地点）の現況調査を行った結果、全調査項目で地下水中の有害物質の濃度は、環境基準を下回った。また、ダイオキシン類についても環境基準を下回った。</p> <p>有害物質溶出量が全ての地点で環境基準を下回っており、新たに土壌が汚染されるおそれがないことから、工事の実施が地下水汚染を引き起こすことはないと考ええる。</p> <p><b>【新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無】</b>        現況調査を行った範囲においては、汚染土壌は生じないと予測する。また、現況調査を行えなかった範囲においても、今後除却や土地の改変に先立ち土壌汚染状況調査等を実施し、汚染が確認された場合は、関係法令に基づき適切に対策を講じる。</p> <p>したがって、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはなく、評価の指標を満足すると考える。</p> <p>＜工事の施行中＞</p> <p><b>【掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度】</b>        工事の施行中における掘削工事においては、十分に安定性が確保されている山留壁（SMW）や地盤アンカー工法及び部分的に鋼製支持工等を採用する。更に、掘削工事の進捗に合わせて、必要に応じ切梁支保工を設ける等、山留壁面への土圧・水圧に対する補強を行うことで、山留壁に著しい変化は生じないと考える。</p> <p>また、掘削工事が着手前より定期的に水準測量を行うことで地盤面の変位を把握し、異常があつた場合には適切に対処する等の対策も講じることから周辺への影響を最小限に留めるよう対策を実施する。</p> <p>したがって、掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度は小さく、周辺の建物に影響を及ぼさないことから、評価の指標を満足すると考える。</p>

表 1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目 地盤	評価の結論
地盤	<p>＜工事の施行中＞</p> <p><b>【掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】</b>        工事の施行中における掘削工事について、掘削深度の深い区域（GL約-25m）は、遮水性の高い山留壁（SMW）により掘削区域を囲み、かつ、その先端をGL約-28mまで掘入れして、各帯水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入を防止することから、計画地周辺の地下水水位を著しく低下させることはなく、流況が大きく変化することはないと考える。</p> <p>なお、工事が着手前から水位安定後より最低1年間の期間で水準測量を実施し、異常があつた場合には適切に対処する等の対策を講じる。</p> <p>また、盛ぶくれ等（資料編p.7参照）が生じることがある場合には、既存施設の建替工事事例も考慮し、デザイン・ラウエル又は必要に応じてリチャージラウエル等を設置して、周辺地下水の水位及び流況への影響を防止する等の対策も講じることから、周辺への影響を最小限に留められると考える。</p> <p>したがって、掘削工事が計画地周辺の地下水に及ぼす影響は小さく、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度は小さいことから、評価の指標を満足すると考える。</p> <p>＜工事の完了後＞</p> <p><b>【地下構造物の存在による地盤の変形の範囲及び程度】</b>        計画建築物の地下構造物は、土圧・水圧に耐える十分な剛性を持つものとする計画である。これにより地下く体工事後において、山留壁（SMW）及び地下構造物によって地盤の安定性が保たれ、地盤の変形の程度は小さいものと考ええる。</p> <p>なお、計画建築物の地下く体工事後から地盤が安定するまでの期間で水準測量を実施し、異常があつた場合には適切に対処する等の対策を講じる。</p> <p>したがって、地下構造物の存在に起因する地盤の変形の範囲及び程度は小さく、周辺の建物に影響を及ぼさないことから、評価の指標を満足すると考える。</p> <p><b>【地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】</b>        地下水の流況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。よって地下水の水位及び流況への影響は小さいと考ええる。</p> <p>また、計画建築物の地下く体工事後から一定の期間中、観測井における地下水の調査を行う。</p> <p>したがって、地下構造物の存在に起因する地下水の水位及び流況の変化が生じる可能性は低く、計画地周辺の地下水の変動による地盤沈下の範囲及び程度は小さいことから、評価の指標を満足すると考える。</p>

表 1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
水循環	<p>&lt;工事の施行中&gt;  <b>【掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地下水の水位及び流況の変化の程度】</b>          本事業では、掘削工事に先立ち山留壁を構築する。掘削深度の深い区域（GL約-25m）は、遮水性の高い山留壁（SMW）により掘削区域を囲み、かつ、その先端をGL約-28mまで挿入する。山留壁の詳細な掘入れ深さは、地盤調査の結果を考慮の上決定することや、各帯水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入を防止することから、計画地周辺の地下水水位を著しく低下させることはなく、流況が大きく変化することはないと考える。</p> <p>また、掘削工事前より観測井における地下水位の調査を行うことで地下水水位及び流況の変位を把握し、異常があった場合には適切に対処する等の対策も講じることによって周辺への影響を最小限に留めるよう努める。</p> <p>したがって、掘削工事及び山留壁の設置が計画地周辺の地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さく、評価の指標を満足すると考える。</p> <p>&lt;工事の完了後&gt;  <b>【地下構造物の存在による地下水の水位及び流況の変化の程度】</b>          工事の完了後における地下水の水位及び流況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。</p> <p>また、計画建築物の地下く体工事完了後から地下水の状況が安定するまでの期間で、観測井における地下水位の調査を行う。</p> <p>したがって、地下構造物の存在が計画地周辺の地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さく、評価の指標を満足すると考える。</p> <p><b>【地表構造物の存在に伴う雨水の地表流出量の変化の程度】</b>          本事業では、条列等に基づく必要な緑地面積以上を確保することで、現況からの地表面流出量が0.00m<sup>3</sup>/sと変化はなかった。なお、雨水流出抑制施設は、「世田谷区雨水流出抑制施設」に関する指導要綱に定める雨水流出抑制量以上の必要対策量を確保した雨水貯留槽を設置する計画である。</p> <p>また、施設の運営にあたり、機能維持及び雨水流出抑制施設等の雨水貯留槽や緑地の適切な管理に努める。</p> <p>したがって、雨水の地表面流出量の変化は小さく、評価の指標を満足すると考える。</p>

表 1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
日影	<p>&lt;工事の完了後&gt;  <b>【冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】</b>          計画建築物（煙突を含まない）による日影時間は、計画地東側の規制対象区域において、5mライオンと10mライオンの間に2時間発生するが、規制時間内（5時間以内）である。</p> <p>計画建築物（煙突を含む）による日影時間は、計画地の西側の規制対象区域において、5mライオンと10mライオンの間に2.5時間発生し、東側の規制対象区域において、5mライオンと10mライオンの間に2時間発生するが、各規制対象区域の規制時間内である。</p> <p>なお、煙突外筒を再使用することから、煙突の日影の範囲は現況と変わらない。</p> <p>したがって、冬至日における日影の状況の変化の程度は小さく、評価の指標を満足すると考える。</p> <p><b>【日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】</b>          計画地周辺の特に配慮すべき施設等として、計画地周辺の住宅は、計画地の北～東側にかけて中高層の住宅がある。</p> <p>住宅については、冬至日における計画建築物による日影時間が増加する地点があるが、増加時間は最大で約20分にとどまる。</p> <p>したがって、計画建築物等による特に配慮すべき施設等への日影の影響は実行可能な範囲でできる限り抑えられると考える。</p> <p>&lt;工事の完了後&gt;  <b>【計画建築物等の存在によるテレビ電波（地上デジタル波、衛星放送（BS、CS））の遮蔽障害】</b>          地上デジタル波については、東京局（関東広域）は最大で計画地の南西側約65m・幅150mの範囲、東京局（東京MXテレビ）は最大で計画地の南西側約320m・幅約150mの範囲でテレビ電波の遮蔽障害が発生する可能性がある。予測範囲内に市場の一部や公園、道路はあるが、影響が生じる住宅等ははない。</p> <p>衛星放送については、BS・CS放送（110°CS）は最大で計画地の東側約30m・幅約135mの範囲、JCSAT-4Bは最大で計画地の東側約15m・幅約135mの範囲、JCSAT-3Aは計画地の東側約10m・幅約80mの範囲でテレビ電波の遮蔽障害が発生する可能性がある。予測範囲内に道路はあるが、影響が生じる住宅等ははない。</p> <p>電波障害要確認範囲も含めた範囲の中においても、市場の一部や公園、道路は影響範囲にあるが、影響が生じる住宅等はない。</p> <p>なお、計画建築物等に起因する電波障害が発生した場合には、障害状況に応じた適切な対策を講じることにより電波障害は解消されると考える。</p> <p>したがって、評価の指標を満足すると考える。</p>
電波障害	

表 1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
景観	<p>＜工事の完了後＞</p> <p><b>【計画建築物等の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の変化の程度】</b></p> <p>本事業は、既存建築物等を建て替えるものであり、工事の完了後の計画建築物の最高高さは6m高くなるが、煙突については既存煙突外筒を再使用する計画であり、煙突の高さは約100mである。また、より周辺環境に調和した色合いとし、計画建築物等の視認性を和らげ、景観の質を高めることと、みどり豊かな住宅地に溶け込むような「世田谷らしい景観」にふさわしい景観構成要素になると考える。</p> <p>既存の煙突については、区民公募のコンペによりデザインされたものであり、「風景づくり計画」（平成27年4月、世田谷区）において、地域の新たな風景づくりに資する建築物・建造物として紹介された。区民のデザインが地域の新たな風景に活かされることと、区民の風景に対する愛着を高めることにつながるため、評価されるため、そのデザインを継承し、再塗装する計画である。</p> <p>したがって、評価の指標を満足すると考える。</p> <p><b>【計画建築物等の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</b></p> <p>近景域については、色彩や形状を世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで、周囲の街並みと調和のとれた景観を創出でき、眺望に大きな変化を及ぼさないものと予測する。</p> <p>中景域についても、煙突が確認できるものの、既存の煙突については、既存煙突外筒を再使用するため、現況と比較して煙突に関する眺望は変化しない。</p> <p>なお、既存の煙突については、区民公募のコンペによりデザインされたものであり、「風景づくり計画」（平成27年4月、世田谷区）において、地域の新たな風景づくりに資する建築物・建造物として紹介された。また、区民のデザインが地域の新たな風景に活かされることと、区民の風景に対する愛着を高めることにつながるため、そのデザインを継承し、再塗装する計画である。</p> <p>以上のことから眺望に大きな変化を及ぼさないものと予測する。</p> <p>工事の完了後の計画建築物の最高高さは6m高くなるが、煙突は既存のものと同じであるため、基本的な景観構成要素の変化ははたなく、色彩や形状に当たっては世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで、周囲の街並みと調和のとれた景観を創出でき、眺望に大きな変化を及ぼさないと考えられる。</p> <p>したがって、評価の指標を満足すると考える。</p> <p><b>【計画建築物等の存在に伴う圧迫感の変化の程度】</b></p> <p>工事完了後の計画建築物の最高高さは6m高くなるが、計画地近傍における形態率の変化は約-0.3%から約1.7%の範囲に留まる。</p> <p>煙突については、既存煙突外筒を再使用するため、現況と比較して煙突に関する圧迫感は変化しない。</p> <p>また、工場棟の色彩や形状にあたっては、世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とする。さらに、工場棟周囲には高木等を配置することで、圧迫感の軽減を図る計画であり、評価の指標を満足する。</p>

表 1(10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
廃棄物	<p>＜工事の施行中＞</p> <p><b>【廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法】</b></p> <p>既存施設の解体及び撤去並びに計画施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで約8.3万tと予測される。あわせて、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率等の目標値を満足する。</p> <p>また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されることを確認するほか、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。</p> <p>したがって、廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考える。</p> <p><b>【建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法】</b></p> <p>計画施設の建設に伴い発生する建設発生土は約2.9万<sup>3</sup>であるが、埋戻さなかつた建設発生土は、民間受入施設の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処分する。</p> <p>したがって建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考える。</p> <p>＜工事の完了後＞</p> <p><b>【廃棄物の排出量、資源化量及び処理・処分方法】</b></p> <p>施設の後継に伴い排出する主灰及び飛灰処理汚泥の量は約2.0万t/年である。</p> <p>飛灰は重金属類の溶出防止のため薬剤処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。主灰及び飛灰処理汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分する。埋立処分するにあたっては、埋立基準等に適合していることを確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。</p> <p>なお、主灰については、セメント原料化による資源化を図り、埋立処分量の削減に努める。</p> <p>今後、セメント原料化以外の方法での焼却灰（主灰及び飛灰）の資源化について推進し、埋立処分量の更なる削減に努める。処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考える。</p> <p><b>【施設の稼働に伴う温室効果ガスの削減量の程度】</b></p> <p>計画施設では、電力、都市ガスの使用及びごみの焼却によって、約20.3万t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスを排出すると予測するが、発電及び余熱利用によって約5.6万t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスの削減が見込まれ、総排出量は、約14.6万t-CO<sub>2</sub>/年と予測する。</p> <p>本事業では、ごみ発電等のエネルギー有効利用を実施するとともに、太陽光等の再生可能エネルギーを積極的に活用する。また、高効率モーターやLED照明の導入等によりエネルギー使用量を削減する。</p> <p>したがって、本事業による温室効果ガスの排出量は、可能な限り削減でき、本事業は、評価の指標を満足すると考える。</p>
温室効果ガス	

●東京都告示第五百八十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和七年東京都告示第五百四十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月十三日

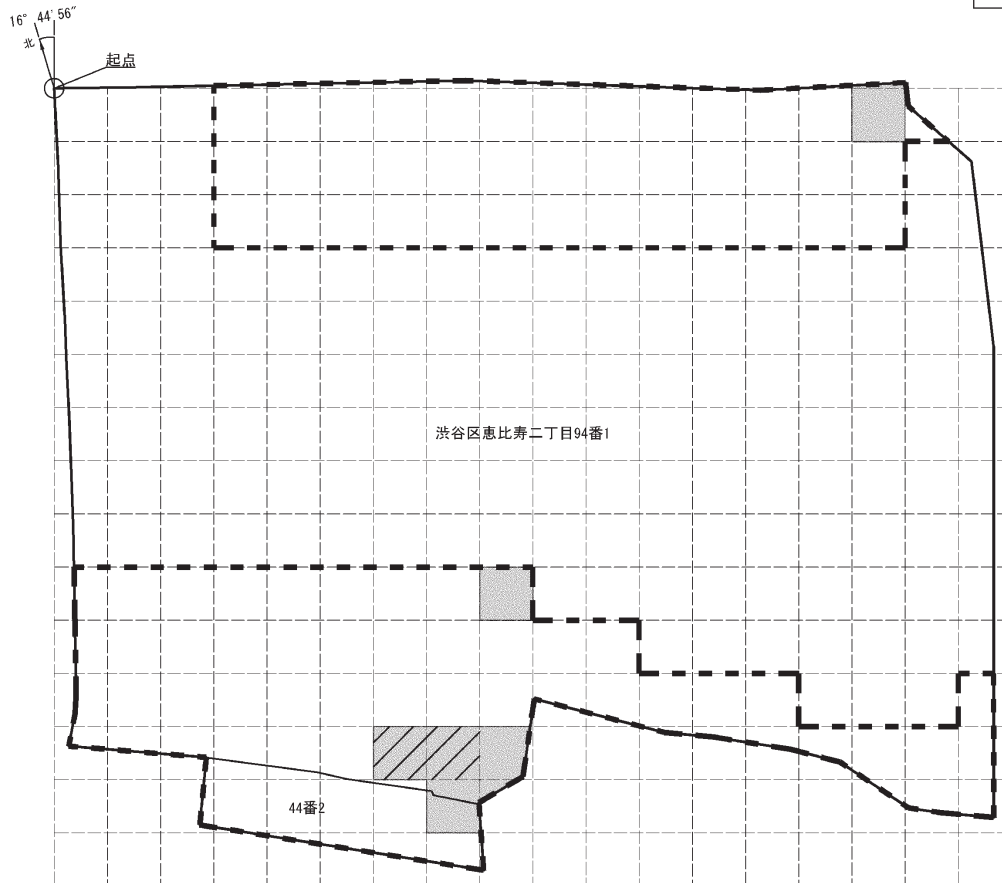
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（渋谷区恵比寿二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【凡例】

- 敷地境界
- - - 調査対象地
- 筆境界
- - - 単位区画
- 形質変更時要届出区域  
(令和7年東京都告示第540号により指定した区域)
- ▨ 指定を解除する区域

【起点】

起点は、X座標：-39072.841、Y座標：-10192.019とする。  
※起点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（16度44分56秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百八十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、令和六年東京都告示第二百八十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月十三日

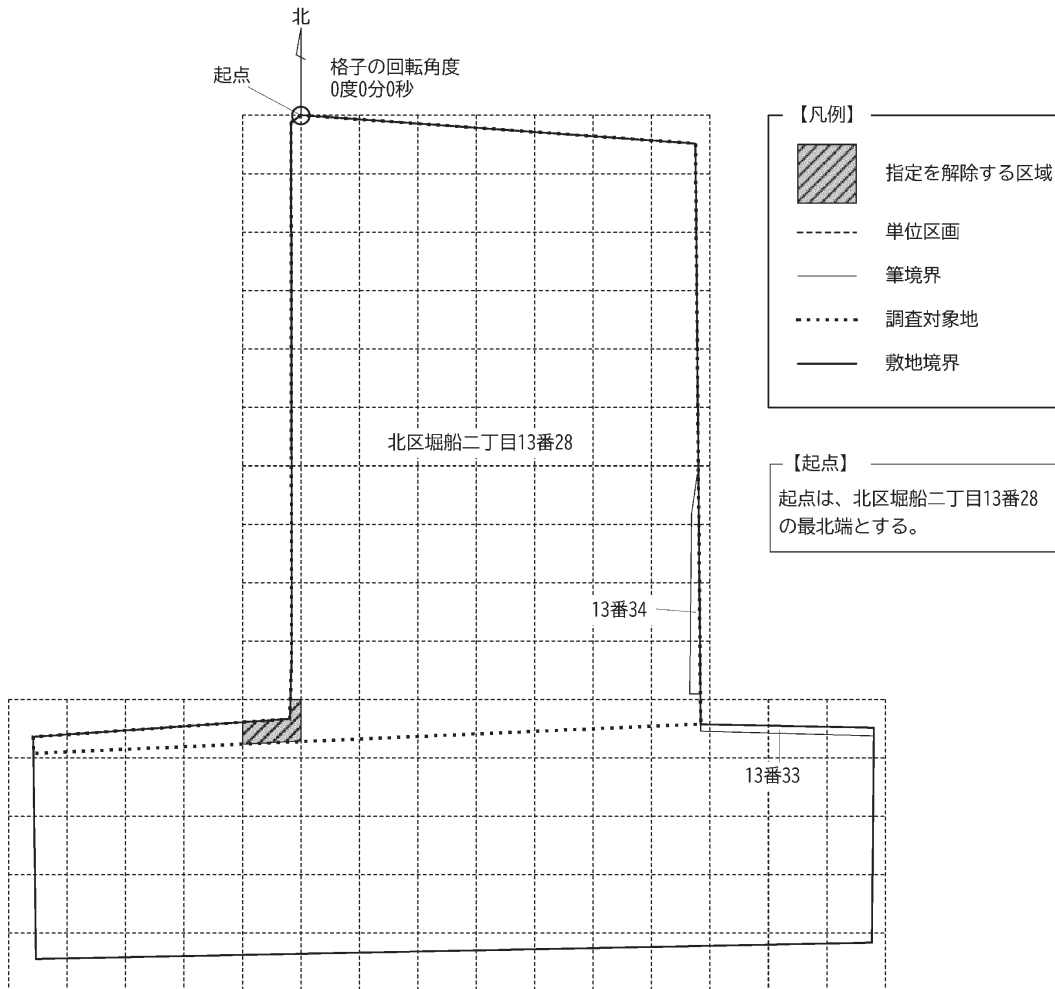
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区堀船二丁目 地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【格子の回転角度（0度0分0秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百九十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律  
(平成十四年法律第八十八号) 第十八条の二に規定する鳥  
獣捕獲等事業の認定をしたので、同法第十八条の五第二項  
の規定に基づき、当該認定を受けた鳥獣捕獲等事業者(以  
下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。)について次のとお  
り告示する。

令和八年四月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 認定鳥獣捕獲等事業者の名称

猟のお仕事合同会社

二 認定鳥獣捕獲等事業者の住所

あきる野市養沢五百四十七番地

三 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名

代表社員 山中 昌

●東京都告示第五百九十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条  
第二項の規定により、令和七年東京都告示第七百九十一号  
により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第  
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次  
のとおり告示する。

令和八年四月十三日

東京都知事 小 池 百合子

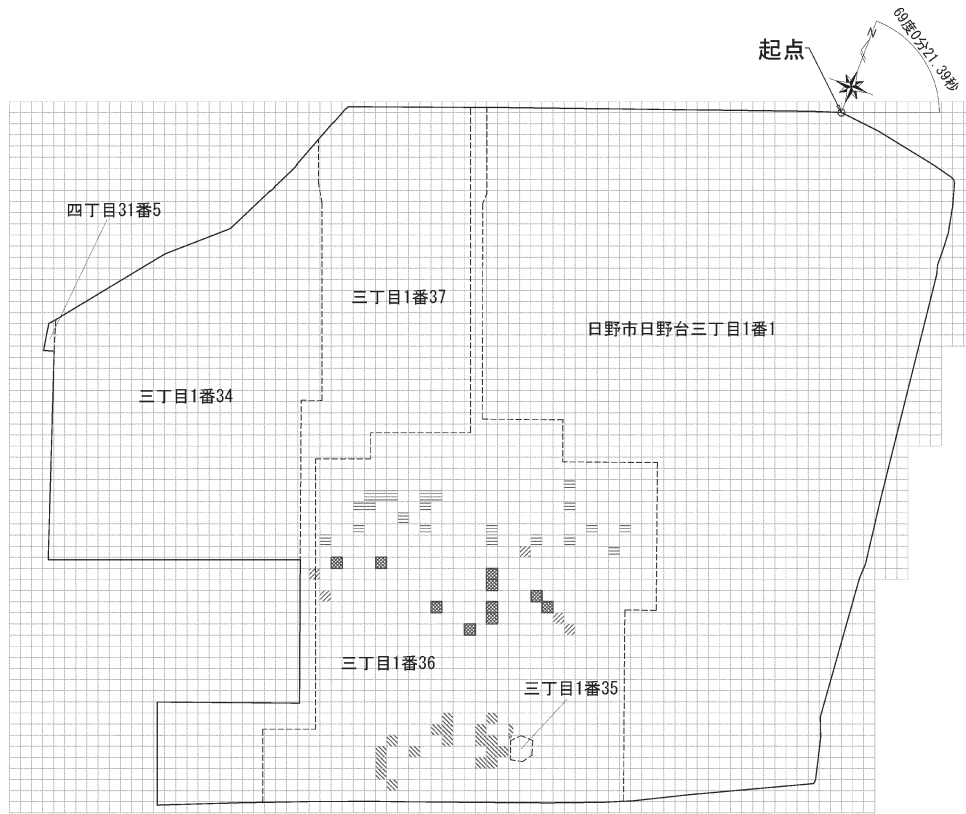
一 指定を解除する区域 別図のとおり(日野市日野台三

丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準  
に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及び  
その化合物並びにほう素及びその化合物  
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特  
定有害物質の種類 鉛及びその化合物  
四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



- 【凡例】
- 単位区画
  - 敷地境界
  - 筆境界
  - ▨ 形質変更時要届出区域 (令和7年東京都告示791号により指定した区域)
  - ▩ 形質変更時要届出区域 (令和7年東京都告示966号により指定した区域)
  - ▧ 形質変更時要届出区域 (令和8年東京都告示139号により指定した区域)
  - 指定を解除する区域

【起点】  
 起点は、日野市日野台三丁目1番1の最北端とする。

【格子の回転角度 (69度0分21.39秒)】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百九十二号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和八年四月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡奥多摩町川野字大ざす五四一番一 (次の図に示す部分に限る。)、棚澤字荏の久保二八番一 (次の図に示す部分に限る。)、同番三、留浦字峯平一四五六番一 (次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

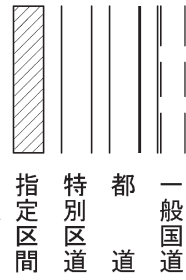
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道本郷赤羽線  
北区王子三丁目地内

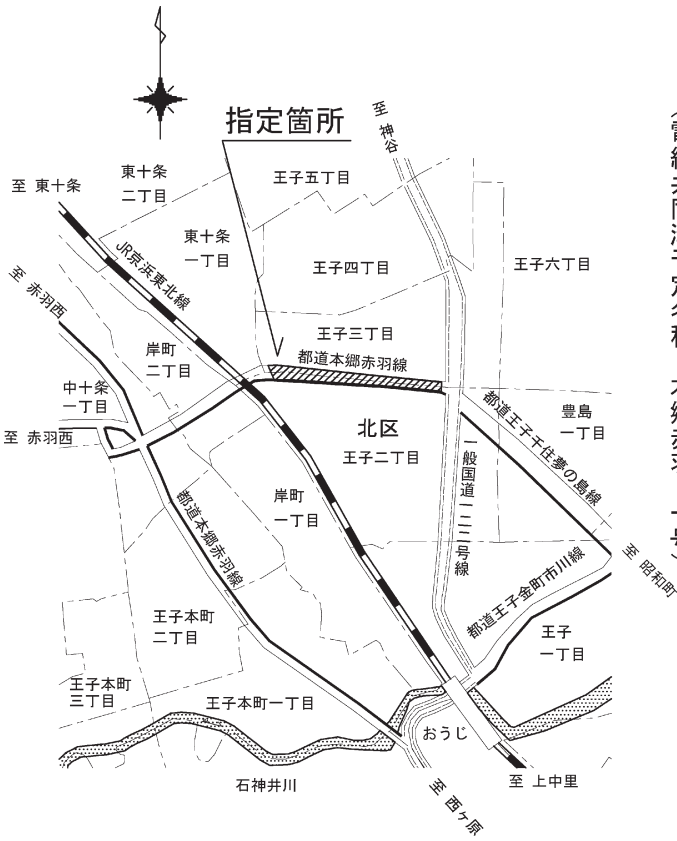
●東京都告示第五百九十三号  
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。  
令和八年四月十三日  
東京都知事 小池百合子  
一 路線名  
都道本郷赤羽線

二 指定する区間  
北区王子三丁目一番一地先から同所五番十一地先まで  
三 指定の概要  
別図表示のとおり



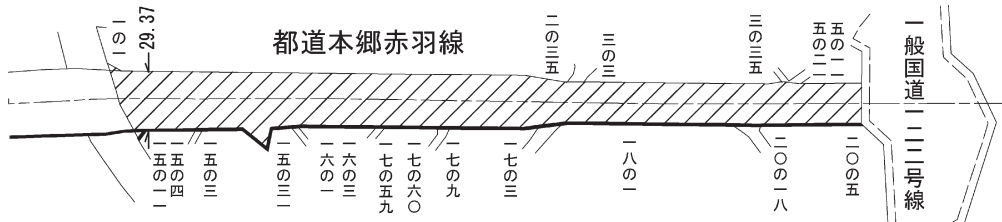
延長 三七七・六〇メートル  
(電線共同溝予定名称 本郷赤羽・十号)



北 区

王子三丁目

都道本郷赤羽線



王子二丁目

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

